



# 鳥取県公報

令和3年5月25日（火）  
第9303号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	特定計量器の定期検査の実施（313）（くらしの安心推進課）・・・・・・・・・・ 2 県営土地改良事業計画の決定（2件）（314・315）（農地・水保全課）・・・・・・・・ 2 土地改良区の役員の就退任（316）（東部農林事務所）・・・・・・・・・・・・ 3 公共測量の実施（317）（県土総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 土地改良区の役員の就退任（318）（西部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・ 4
◇ 公安告示	質物保管設備基準の一部改正（1）（警察本部生活安全企画課）・・・・・・・・ 5

# 告 示

## 鳥取県告示第313号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年5月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
東伯郡北栄町	令和3年7月2日（金）	午後1時から午後3時まで	東伯郡北栄町土下121-1 北栄町役場北条支所
〃	令和3年7月6日（火）	午前10時30分から午後3時30分まで	東伯郡北栄町由良宿423-1 大栄農村環境改善センター
東伯郡琴浦町	令和3年7月9日（金）	〃	東伯郡琴浦町大字徳万591-2 琴浦町役場本庁舎
〃	令和3年7月13日（火）	〃	〃
〃	令和3年7月16日（金）	〃	東伯郡琴浦町大字赤碕1140-1 琴浦町役場分庁舎

## 鳥取県告示第314号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（水利施設等保全高度化事業 福部砂丘地区 農業用排水）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

令和3年5月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

### 2 縦覧に供する期間

令和3年5月25日から同年6月14日まで

### 3 縦覧に供する場所

鳥取市役所

### 4 審査請求

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求すること。

## 鳥取県告示第315号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業 富益地区 区画整理）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

令和3年5月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

### 2 縦覧に供する期間

令和3年5月25日から同年6月14日まで

## 3 縦覧に供する場所

米子市役所

## 4 審査請求

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求すること。

---

**鳥取県告示第316号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり大口堰土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和3年5月25日

鳥取県東部農林事務所長 加 藤 裕 利

## 退任した役員の氏名及び住所

理 事	花 山 英 夫	鳥取市円通寺821-4
〃	山 下 貞 雄	鳥取市中大路127
〃	霜 田 勝 年	鳥取市市場140
〃	西 尾 義 昭	鳥取市数津164
〃	奥 田 兼 之	鳥取市馬場259-21
〃	八 田 千 賀 男	鳥取市大杣187
〃	山 田 祐 治	鳥取市美和117
〃	村 田 幸 範	鳥取市馬場214-1
監 事	澤 田 岩 雄	鳥取市国安181-11
〃	中 尾 道 雄	鳥取市古市231

令和3年3月31日退任

## 就任した役員の氏名及び住所

理 事	花 山 英 夫	鳥取市円通寺821-4
〃	西 尾 義 昭	鳥取市数津164
〃	山 下 貞 雄	鳥取市中大路127
〃	八 田 千 賀 男	鳥取市大杣187
〃	奥 田 兼 之	鳥取市馬場259-21
〃	山 根 慧 典	鳥取市古郡家222
〃	西 村 三 治 郎	鳥取市国安941-3
〃	中 井 繫 美	鳥取市宮長15-2
〃	村 田 幸 範	鳥取市馬場214-1
監 事	中 尾 道 雄	鳥取市古市231
〃	岡 村 均	鳥取市国安582
〃	野 村 征 幸	鳥取市宮長99

令和3年4月1日就任 任期4年

---

**鳥取県告示第317号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局倉吉河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和3年5月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（空中写真測量）
- 2 作業期間 令和3年5月10日から同年12月24日まで
- 3 作業地域 米子市、境港市及び西伯郡日吉津村

---

**鳥取県告示第318号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり西部土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和3年5月25日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

**退任した役員の氏名及び住所**

理 事	湯 原 永 明	米子市諏訪271-1
	〃 須 山 健 一	米子市諏訪166
	〃 宮 永 節 幸	米子市諏訪197-1
	〃 長谷川 巖	米子市諏訪577
	〃 内 田 正 志	米子市八幡183
	〃 東 田 哲 和	米子市八幡279-1
	〃 内 藤 勝 彦	米子市福市844
	〃 伊 塚 定 弘	米子市福市1264
	〃 大 塚 宏 明	米子市福市753
	〃 杉 村 正 和	米子市別所1038
	〃 影 山 護	西伯郡伯耆町大殿497
	〃 湯 原 敬 雄	西伯郡伯耆町大殿697
	〃 秋 本 純 一	西伯郡伯耆町大殿1159-1
	〃 長谷川 彰 寛	西伯郡伯耆町坂長1692
	〃 中 曾 和 好	西伯郡伯耆町坂長909
	〃 中 曾 奄 至	西伯郡伯耆町坂長847
	〃 宅 野 恭 司	西伯郡伯耆町岩屋谷386
	〃 岩 田 良	西伯郡南部町諸木753-1
監 事	木 村 明 人	米子市八幡468
	〃 田 邊 邦 夫	米子市福市786
	〃 福 田 洲 夫	西伯郡伯耆町大殿1456

令和3年5月9日退任

**就任した役員の氏名及び住所**

理 事	湯 原 永 明	米子市諏訪271-1
	〃 湯 原 大 輔	米子市諏訪81
	〃 須 山 健 一	米子市諏訪166
	〃 長谷川 博	米子市諏訪536
	〃 内 田 正 志	米子市八幡183
	〃 東 田 哲 和	米子市八幡279-1
	〃 高 田 篤	米子市福市114-2
	〃 伊 塚 定 弘	米子市福市1264
	〃 大 塚 宏 明	米子市福市753
	〃 杉 村 正 男	米子市別所1013
	〃 湯 原 敬 雄	西伯郡伯耆町大殿697

- 〃 野 口 歳 春 西伯郡伯耆町大殿565-3
  - 〃 高 橋 俊 行 西伯郡伯耆町大殿1190
  - 〃 長谷川 彰 寛 西伯郡伯耆町坂長1692
  - 〃 中 曾 和 好 西伯郡伯耆町坂長909
  - 〃 中 曾 修 司 西伯郡伯耆町坂長814
  - 〃 宅 野 恭 司 西伯郡伯耆町岩屋谷386
  - 〃 佐 伯 慎 一 西伯郡南部町諸木187-1
  - 監 事 田 邊 邦 夫 米子市福市786
  - 〃 福 田 洲 夫 西伯郡伯耆町大殿1456
  - 〃 野 室 郁 夫 米子市福市567-16
- 令和3年5月10日就任 任期4年

## 公安委員会告示

### 鳥取県公安委員会告示第1号

平成4年鳥取県公安委員会告示第121号（質物保管設備基準について）の一部を次のように改正し、令和3年5月25日から施行する。

令和3年5月25日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(防火設備)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 保管設備の開口部には、<u>防火戸（建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火設備であるものに限る。）</u>を設けなければならない。</p> <p>(仮保管設備)</p> <p>第7条 質屋が保管設備の修繕、改築等のため2年以内の期間を限って当該保管設備に代えて使用する保管設備（以下「仮保管設備」という。）については、第1条及び<u>前条</u>の規定は、適用しない。</p>	<p>(防火設備)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 保管設備の開口部には、<u>建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第110条第1項に定める甲種防火戸又は同条第2項に定める乙種防火戸</u>を設けなければならない。</p> <p>(仮保管設備)</p> <p>第7条 質屋が保管設備の修繕、改築等のため2年以内の期間を限って当該保管設備に代えて使用する保管設備（以下「仮保管設備」という。）については、第1条及び<u>第6条</u>の規定は、適用しない。</p>